

米子市中学校部活動改革だより

米子市教育委員会事務局
学校教育課
令和8年2月号 第5号

国が示す部活動改革の方向性

国は令和5年度～7年度を「改革推進期間」として、準備を進めてきました。そのような中、令和7年12月に、文部科学省が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示し、これからの国の方針を明らかにしました。



「国の示す方針(一部抜粋)」

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

本市の改革の方向性

本市では、国が示す方針を参考とし、「改革実行期間(前期)」において、できる種目・分野から休日の地域展開を実施し、遅くとも「改革実行期間最終年度」の令和13年度夏に、休日の部活動の地域展開を完全実施することを想定し、制度設計を行います。

「令和8年度からの取組」

地域連携

これまで通り、外部人材を活用したり、複数の学校で活動する合同部活動の充実を図る

地域展開

できる種目・分野から段階的に
休日の学校部活動の地域展開を進める
→公認クラブ「米子市地域クラブ活動」の立ち上げ

米子市地域クラブ活動とは？

- ☆米子市(米子市教育委員会)が認定するクラブをさす
- ☆平日・休日を含めた活動ガイドラインを遵守することを求める
- ☆休日の指導者報酬は運営事務局(米子市教育委員会)が管理する(平日は各団体・クラブで決める)
- ☆参加対象は、米子市内の中学校に在籍し、参加を希望する生徒全員とする
- ☆参加生徒は、中体連が主催する大会に参加する米子市地域クラブ活動については、1つしか加入できないこととする
- ☆米子市地域クラブ活動への支援は、「クラブ運営支援」「広報支援」「研修支援」とする

これまで



本市の示す認定基準を満たす

これから

米子市地域クラブ活動として認定

本市による認定を希望し、認定基準を満たすクラブ等を、米子市地域クラブ活動として認定していき、休日における、学校部活動の地域展開を進める。

※学校部活動にある種目の認定については、各種目の競技団体、学校、教育委員会が協議しながら進めていく。

◎平日の学校部活動について

平日の学校部活動については、令和13年度以降も継続される予定ですが、学校や種目の実態に応じ、地域クラブ活動への移行も検討していきます。